

戸籍事務の電算化により 10月から戸籍が変わります ～町民サービスの向上のために～

◆電算化でここが変わります◆

変更される項目	今まで	これから
名称(手数料)	戸籍謄本(450円)	戸籍の全部事項証明書(450円)
	戸籍抄本(450円)	戸籍の個人事項証明書(450円)
証明書の様式	戸籍謄本：B4版 横長縦書き 戸籍抄本：B5版 縦長縦書き	A4版縦長横書
証明書の用紙	上質紙	透かし入り偽造防止用紙
証明書の認証印	朱色の公印	黒色印(電子印)
本籍の表示	鶴田町鶴田100番地の1	鶴田町鶴田100番地1 ※(の)の記載は削除されます

本町に本籍のある方の戸籍がコンピュータで処理されます。
これまでの戸籍事務は、和紙で作られた戸籍原本にタイプライターなどにより手作業で事務処理が行われていたため、手間と時間がかかっていました。
コンピュータを導入することにより、確実な審査と記録ができるようになり、より早く正確な戸籍作成が可能になり、スムーズな証明発行ができます。

これまでの戸籍（例）



【平成改製原戸籍】

今まで使用していた和紙の戸籍原本は、コンピュータ化により平成改製原戸籍として、100年間保存されます。

すでに婚姻、死亡などで個人除籍（名欄が×）になっている方は、コンピュータに登録されませんので、個人除籍になっている方の証明が必要な場合は、10月からは平成改製原戸籍（証明手数料750円）をご請求ください。

※なお、除籍・改製原戸籍については、平成17年3月にコンピュータ化を予定しています。

▽問い合わせ

役場住民年金係

☎3111

（内線121）

新しい戸籍（例）

(1の1)		全 部 事 項 証 明
本 氏 名	鹿児島県薩摩郡鶴田町鶴田362番地 鶴田 太郎	
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成16年10月2日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製	
戸籍に記載されている者	【名】太郎 【生年月日】 昭和50年5月15日 【配偶者区分】 夫 【父】 鶴田一郎 【母】 鶴田春子 【続柄】 長男	
身分事項 出 生	【出生日】 昭和50年5月15日 【出生地】 鹿児島県薩摩郡鶴田町 【届出日】 昭和50年5月25日 【届出人】 父	
婚 姻	【婚姻日】 平成16年6月6日 【配偶者氏名】 薩摩花子 【従前戸籍】 鹿児島県薩摩郡鶴田町鶴田362番地 鶴田一郎	
戸籍に記載されている者	【名】花子 【生年月日】 昭和53年3月3日 【配偶者区分】 妻 【父】 薩摩二郎 【母】 薩摩夏子 【続柄】 長女	
身分事項 出 生	【出生日】 昭和53年3月3日 【出生地】 鹿児島県薩摩郡鶴田町 【届出日】 昭和53年3月8日 【届出人】 父	
婚 姻	【婚姻日】 平成16年6月6日 【配偶者氏名】 鶴田太郎 【従前戸籍】 鹿児島県薩摩郡鶴田町神子1番地 薩摩二郎	
以下余白		

発行番号03-00033
これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成 年 月 日
鹿児島県薩摩郡鶴田町長 井 上 章 三 印